

2 項委託に係る地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則
（令和3年9月28日国不籍第387号国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長通知）

最終改正：令和6年~~6-4~~月~~28-24~~日国不籍第~~289-9-9~~号

1 総則

(1) 目的

この細則は、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づく工程管理及び検査の実施に際して、その基準を統一し、必要な精度又は正確さを確保することを目的とする。

(2) 適用範囲

この細則は、航測法による地籍測量を行う地籍調査のうち、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく委託により行う地籍調査に適用する。

(3) 工程管理及び検査の要目及び実施時期

工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程別表2で定める工程分類（以下「工程分類」という。）について行い、検査は、A工程及びB工程を除いた工程分類で行うものとする。

委託者及び受託法人が行う工程管理及び検査は、別表1に定める要目に従って、原則として工程管理にあっては各工程小分類の作業の終了後、検査にあっては工程分類の各作業の終了後において、速やかに実施するものとする。やむを得ない事由により、工程管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、あらかじめ、工程管理者又は受託検査者若しくは委託者の検査者の承認を得なければならない。

認証者が行う検査は、連続する工程分類をまとめて実施することができる。ただし、RD工程又はFⅡ-2工程で作成した筆界点座標値算出成果簿より抽出して行う辺長検査は、原則として閲覧前に実施するものとする。

(4) 工程管理又は検査の記録

工程管理又は検査を実施する場合は、その記録を作成するものとする（A工程及びB工程を除く。）。

(5) 自己点検等の徹底

地籍調査の成果が所定の精度を保ち、かつ、記録の記載、表示の誤り等を防止するため、作業者は自己点検を行うものとする。自己点検は、工程小分類等の作業を終えた段階で、複数の作業者が速やかにその記録及び成果の全数点検により行うものとし、実作業を行った作業者は黒色による照合のしるし、主任技術者等は赤色による照合のしるしを付すものとする。

受託法人が地籍調査の作業を再委託した場合にあっては、再委託先における実

作業を行った作業者の自己点検（点検後、黒色による照合のしるしを付す。）から受託法人の工程管理者による点検までの間に、再委託先の主任技術者等が自社点検（点検後、赤色による照合のしるしを付す。）を行うものとする。

2 工程管理

(1) 工程管理者の選定

委託者及び受託法人は、地籍調査の実施にあたり、あらかじめ、工程管理者を選定するものとする。

(2) 工程管理の実施

工程管理者は、必要に応じて、作業体制や作業方式等の変更を作業者に指示できるものとする。

受託法人における工程管理は、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認により行うものとする。点検等を行った箇所には、電磁的記録を除き、緑色による照合のしるしを付すものとする。

委託者における工程管理は、受託法人による点検結果を確認し、必要に応じて適時適切に改善の指示を行うものとする。

3 検査

(1) 検査者及び受託検査者の選定

地籍調査の実施にあたり、あらかじめ、委託者及び認証者は検査者を、受託法人は受託検査者を、それぞれ選定するものとする。

(2) 検査の実施

検査者及び受託検査者は、検査を終えたときは、「検査成績表様式」(別表 2)により検査成績表を作成するものとする。また、精度管理表等の成果品の数値の検査を行ったときは、電磁的記録を除き、照合のしるしを付すものとする。

4 点検・検査の抽出方法

別表 1 の工程管理及び検査の要目に規定する割合により、図簿等を抽出して点検又は検査する際、当該割合により求める抽出数が小数点以下となる場合は、小数点以下の数を切り上げて算出するものとする。

ただし、E 工程及び H 工程においては、当該割合により求める値が 10 未満となった場合には抽出数を 10 以上にするものとし、全数が 10 未満の場合は、抽出は行わない（全数を対象とする）ものとする。また、R D 工程においては、当該割合により求める値が 2 未満となった場合には抽出数を 2 以上にするものとし、全数が 2 未満の場合は、全数を対象とするものとする。

なお、抽出は、可能な限り同一地域に集中しないように平均的に行うものとする。

5 再点検・再検査、再調査・再測量

前項の規定により抽出して点検又は検査を行った結果、誤りが見つかったものの割合が点検数又は検査数の10パーセント以上となった場合には、受託法人において直ちに再調査又は再測量を行うものとし、当該割合が10パーセント未満となった場合には、誤りを修正した上で、同一の抽出率で再点検又は再検査を行うものとする。再点検又は再検査の結果、誤りが見つかった場合には、委託者は、直ちに再調査又は再測量を行わせるものとする。

なお、再点検又は再検査の対象を抽出する場合は、原則として当初の点検又は検査において抽出したものを除くものとする。

6 第三者機関による地籍調査成果品の検定

受託法人は、作成した成果品につき、技術的能力を有し、かつ組織としての体制が確立された機関として国土地理院に登録されている検定機関のうち、以下の基準を満たす機関（以下「第三者機関」という。）による検定を受けなければならない。

(1) 測量成果の検定機関として、公平性を確保できる機関（検定を受ける者との間に次に掲げるいずれかに該当する関係がない機関をいう。）であること。

ア 資本関係（親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係）

イ 人的関係（一方の会社の職員が他方の会社の職員を現に兼ねている関係）

ウ 複数の法人により構成される機関とその機関を構成する法人の関係

エ ア、イ又はウと同視しうると認められる関係

オ その他利害の影響を受けることがあると認められる関係

(2) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）等を満たす測量成果検定要領を備えていること。

検定にあたっては、次のアからイまでに示す要目の受検を必須とし、これに加えてA工程及びB工程を除く工程については、後記7に規定する工程管理に係る要目も対象とすることができるものとする。

工程管理者は、受検した要目に係る工程管理を省略することができる。

検査者及び受託検査者は、第三者機関の発行する検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとし、受託検査者及び委託検査者にあつては、受検した下記の要目に係る検査を省略することができるものとする。ただし、これらの場合にあつても、測量作業全体の精度の把握を行うため、精度管理表の確認を行うことが望ましい。

ア C工程

(ア) 観測及び測定（C4）

1パーセント以上の観測簿の点検

(イ) 計算（C5）

1パーセント以上の計算簿の点検

精度管理表の全数点検

(ウ) 取りまとめ (C 7)

網図の全数点検

5 パーセント以上の成果簿の点検

(エ) 受託法人検査 (C 8)

精度管理表の全数検査

(オ) 委託者検査 (C 9)

精度管理表の全数検査

イ RD工程

(ア) 空中写真撮影又は航空レーザ計測 (RD 5)

撮影又は計測条件の全数点検

取得した写真又はデータの出来映え等の適切性

5 パーセント以上の対空標識の照合点検

精度管理表の全数点検

(イ) 空中三角測量又は航空レーザ計測データの解析 (RD 6)

精度管理表の全数点検

各種データの全数点検

図郭の2パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検

(ウ) 空中写真又は三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成 (RD 7)

図郭の2パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検

図郭の5パーセント以上の成果の出来映え、位置ずれ等の点検

精度管理表の全数点検

(エ) 取りまとめ (RD 8)

基礎資料の出来映えの全数点検

(オ) 受託法人検査 (RD 9)

精度管理表の全数点検

(カ) 委託者検査 (RD 10)

精度管理表の全数点検

(キ) 補備測量（細部図根測量）における観測及び測定 (RD 14)

1 パーセント以上の観測簿の点検

放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検

(ク) 補備測量（細部図根測量）における計算 (RD 15)

1 パーセント以上の計算簿の点検

精度管理表の全数点検

(ケ) 補備測量（一筆地測量）における観測及び測定 (RD 17)

1 パーセント以上の観測簿点検

放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検

単点観測法におけるセット間較差の点検及び座標計算の全数点検

単点観測法における整合性の確認のための比較計算の全数点検

(コ) 補備測量（一筆地測量）における計算及び筆界点の点検 (RD 18)

- 精度管理表の全数点検
- 単点観測法における整合処理の適切性の点検
- (㉔) 補備測量における受託法人検査 (R D 2 0)
- 精度管理表の全数検査
- (㉕) 補備測量における委託者検査 (R D 2 1)
- 精度管理表の全数検査

7 工程管理及び検査の実施要領

(1) A工程

全体計画の作成 (A 1) 及び関係機関との調整 (A 2) においては、管轄登記所及び公物管理者との十分な事前協議並びに法第 19 条第 5 項指定対象事業との調整に特に留意するものとする。

なお、A 工程における工程管理は委託者が行い、当該工程における作業を委託する場合は、補助作業のみとする。

(2) B工程

実施組織の確立 (B 1) においては、「地籍調査室」等を設置して、適応の専任職員を確保するとともに、研修の機会を設ける等して専任職員の養成に努めるものとする。

趣旨の普及 (B 5) においては、準則第 2 条の規定に照らして、地元説明会、市町村広報、パンフレットの配布等を十分に行うことにより、あらかじめ航測法を用いた地籍調査の意義、筆界の確認方法、測量方法等を一般に周知させ、その実施について土地の所有者その他の者の協力が十分に得られるように努めるものとする。また、航測法の実施可否については、同手法による調査に同意する土地の所有者等の割合等を考慮して判断するものとする。

なお、B 工程における工程管理は委託者が行い、当該工程における作業を委託する場合は、補助作業のみとする。

(3) C工程

次の①から⑩までの工程のうち、①から⑧については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑨については委託者、⑩については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備 (C 1)

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施することができるよう、受託法人の工程管理者が中心となって工程計画を練り上げ、それを分かりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保、関係機関との事前調整等に努めるものとする。

受託法人は、業務計画書等を委託者に提出し、作業体制、業務計画表、測量機器等について、工程管理表、地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年 3 月 1

4日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。)別表第4、その他契約関係図書等に照らして、適切であるかどうか点検を受けるものとする。

②選点(C2)

地籍図根三角點選点図(以下「選点図」という。)は、地籍図根三角點選点手簿、現地の状況が分かる写真等を資料として、新点及び多角路線の配置が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。特に、新点の設置位置については、標識の永久的な保全及び管理が可能な場所であるかどうかを点検し、不適当なものについては再作業を行わせるものとする。地籍図根三角点平均図(以下「平均図」という。)は、選点図、選点手簿等を資料として、網の構成が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検し、場合によっては再作成を行わせるものとする。また、網構成の適切性の検討に当たっては、国土地理院の意見を求めることができるものとする。

なお、選点図及び平均図は、標識の設置前に確認することとする。

平均図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

③標識の設置(C3)

新点1点以上について、新点の標識の設置が適切に実施されているかどうかを現地において立ち会った上で点検するものとするが、設置する標識の規格の確認を兼ねて設置作業当初において立会いを実施することが望ましい。また、設置状況を記録した写真については、標識の構造、写り具合等について全数点検するものとする。

④観測及び測定(C4)

観測手簿及び観測記簿(以下「観測簿」という。)の頁数の1パーセント以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量機器が運用基準別表第4、業務計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、照合のしるし漏れ等がないか、観測及び測定結果が運用基準別表に規定する制限内であるかどうかを点検するものとする。

⑤計算(C5)

計算簿の頁数の1パーセント以上を抽出して、その計算結果について運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するとともに、精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

なお、計算簿の計算結果の点検は、実地確認における点検と併せて実施することができるものとする。

電子基準点のみを与点とした場合は、C5においてセミ・ダイナミック補正が適正に行われているかどうかを点検するものとする。

⑥点検測量(C6)

実地確認は、点検測量実施点数（辺数）のうちの30パーセント以上の点数（辺数）について点検測量に立ち会うとともに、点検測量に関する観測簿及び計算簿の1パーセント以上についてC4に準じて点検し、点検測量に関する精度管理表の全数についてC5に準じて点検するものとする。

点検測量の立会いを実施する点については、受託法人の工程管理者による無作為抽出によるものとする。

点検測量の立会いは、点検測量がおおむね70パーセント終了した後に行うことを標準とするものとする。ただし、現地の作業進捗状況等を勘案し、受託法人の工程管理者の判断により、点検測量の進捗状況に関わらず立会いを行うことができるものとする。この場合、立会いの実施後に行われる点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数点検を実施したことをもって実地確認が完了したものとする。

⑦取りまとめ（C7）

網図の全数について、多角網の路線を示す辺及びその次数を示す辺の色並びに与点、新点及び既設の図根点等の記号、名称及びそれらの表示位置について、平均図と対照して適正であるかどうかを点検するものとする。また、成果簿の総頁数の5パーセント以上を抽出して、網図及び計算簿と対照しながら、誤記、脱落、照合のしるし漏れ等がないかどうか点検するとともに、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

⑧受託法人検査（C8）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。また、成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑨委託者検査（C9）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。また、成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑩認証者検査（C10）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、精度管理表（点検測量に関するも

のを含む。)の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。なお、当該測量について、測量法(昭和24年法律第188号)第41条の規定により国土地理院から委託者に通知された公共測量の測量成果の審査の結果(審査書)の提供を受けた場合は、精度管理表の全数検査を当該審査書の確認に代えることができる。また、成果品(網図、成果簿等)の出来映えが、運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。さらに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(4) RD工程

次の①から②までの工程のうち、①から⑨及び⑫から⑳については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑩及び㉑については委託者、⑪及び㉒については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備(RD1)

C1と同じ。

空中写真撮影又は航空レーザ計測の実施に先立ち、取得しようとするデータの種類、仕様等が適切であるかどうか、撮影・計測に最適な時期であるかどうかを点検するものとする。

②既存資料の収集(RD2)

既存資料は、公共測量成果又は公共測量に準じた成果検定済のものを使用することとし、データ入手時のメタデータ、精度管理表、品質評価表等を資料として、運用基準等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

③標定点等及び航測図根点の選点(RD3)

標定点又は調整点は、標定点(調整点)選点図、標定点(調整点)配置図、現地の状況が分かる写真等を資料として、点数、配置及び精度が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

なお、標定点(調整点)選点図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

航測図根点は、航測図根点選点図、標識の設置状況写真等を資料として、配置、標識の規格及び設置場所が運用基準等に照らして適正であるかどうかを全数点検するものとする。

なお、標定点等及び航測図根点として自然物又は既設の工作物を利用した場合は、その妥当性を点検するものとする。

④標識の設置(RD4)

対空標識1点以上について、設置が適切に実施されているかどうかを現地において立ち会った上で点検するものとする。

対空標識点明細表は、対空標識の構造、写り具合等について全数点検するものとする。

対空標識を偏心して設置した場合は、偏心要素の測定方法、偏心計算について適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

なお、対空標識点として自然物又は既設の工作物を利用した場合は、その妥当性を点検するものとする。

対空標識点一覧図の出来映えを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

⑤空中写真撮影又は航空レーザ計測（RD5）

ア 空中写真撮影

撮影した空中写真の全数について、運用基準等に照らして、標定図、撮影記録簿により、撮影は適正に実施されたかどうかを点検するものとする。具体的には、標定図、サムネイル写真、撮影記録簿により、空中写真が適切な画素寸法、対地高度、撮影範囲、撮影コース等で撮影されたかどうかを点検するとともに、発色、画像のロスの有無等の出来映えを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

GNSS／IMU解析結果精度管理表は、運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

対空標識点の5パーセント以上について、対空標識点明細表、対空標識点一覧図、空中写真等を対照することにより、対空標識が明瞭に確認できるかどうかを点検するものとする。

イ 航空レーザ計測

取得した航空レーザ計測データ等の全数について、運用基準等に照らして、航空レーザ計測コース図、航空レーザ計測記録簿、航跡図、計測漏れ点検図により点検するものとする。

GNSS／IMU解析結果精度管理表は、運用基準等に照らして適正であるかどうかを全数点検するものとする。

対空標識点の5パーセント以上について、対空標識点明細表、対空標識点一覧図、航空レーザ用数値写真等を対照することにより、対空標識が明瞭に確認できるかどうかを点検するものとする。

⑥空中三角測量又は航空レーザ計測データの解析（RD6）

ア 空中三角測量

精度管理表は、空中三角測量実施一覧図、写真座標測定簿、内部標定残差表、相互標定計算簿、バンドル調整計算簿等を資料として、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

運用基準第49条第4項の規定に基づく航測図根点の点検は、航測図根点成果簿、航測図根点配置図及び航測図根点の精度管理表を資料として、運用基準等に照らして適正であるかどうかを全数点検するものとする。

イ 航空レーザ計測データの解析

精度管理表は、調整点調査表、コース間点検箇所配置図、コース間点検精度管理表、調整点残差表等を資料として、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

運用基準第53条第4項の規定に基づく航測図根点の点検は、航測図根点成果簿、航測図根点配置図及び航測図根点の精度管理表を資料として、運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

DSM成果簿、DSMデータファイル、DEM成果簿、DEMデータファイル等は、その記載又は記録内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

調査地域の図郭の2パーセント以上を抽出して、個々の図郭内のDSM、DEM等のデータを重ね合せて、相互の整合性を点検するものとする。

ウ 既存資料

既存の空中写真については、アを準用する。

⑦空中写真又は三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成（RD7）

ア 空中写真を用いた基礎資料の作成

調査地域の図郭の2パーセント以上を抽出して、個々の図郭内のオルソ画像、作成したDSM等のデータを重ね合せて、相互の整合性を点検するものとする。

オルソ画像、オルソ画像一覧図のほか、作成した微地形表現図その他基礎資料について、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを点検するとともに、その出来映えを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

イ 三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成

微地形表現図ファイル、微地形表現図一覧図のほか、作成した樹種の分布を表現した図面、樹高の分布を表現した図面その他基礎資料について、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを点検するとともに、その出来映えを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

ウ 既存資料を用いた基礎資料の作成

既存の空中写真については、アを準用する。

既存の航空レーザ測量データについては、イを準用する。

⑧取りまとめ（RD8）

基礎資料の出来映えが、運用基準等に照らして適正であるかどうかを全数点検するとともに、データファイルのファイル名、形式、拡張子等が適正かどうかを点検するものとする。

⑨受託法人検査（RD9）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書

について、その記載内容を確認するものとする。また、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数検査を行うとともに、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出し、当該図郭に関する成果品について、各工程の規定に適合しているかどうかを検査する。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑩委託者検査（RD10）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するものとする。また、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数検査を行うとともに、調査地域の図郭の1パーセント以上を抽出し（RD9の検査において抽出した図郭は除く。）、当該図郭に関する成果品について、各工程の規定に適合しているかどうかを検査する。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑪認証者検査（RD11）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するものとする。また、精度管理表の全数検査を行う。なお、当該測量について、測量法（昭和24年法律第188号）第41条の規定により国土地理院から委託者に通知された公共測量の測量成果の審査の結果（審査書）の提供を受けた場合は、精度管理表の全数検査を当該審査書の確認に代えることができる。また、調査地域の図郭の1パーセント以上を抽出し（RD9及びRD10の検査において抽出した図郭は除く。）、当該図郭に関する成果品について、各工程の規定に適合しているかどうかを検査する。さらに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑫作業の準備（RD12）

補備測量（細部図根測量、一筆地測量）について、C1と同じ。

⑬補備測量（細部図根測量）における選点及び標識の設置（RD13）

細部図根点の選点位置及び密度が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検するものとする。多角測量法による場合は、C2に準じて平均図を点検するものとする。TS法により放射法を実施する場合は、特に準則第64条及び運用基準第35条に照らして適切かどうかを点検するものとする。新点数の5パーセント以上を抽出して、細部図根点の標識が適切に設置されているか現地点検を行うものとする。

なお、平均図の承諾後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

⑭補備測量（細部図根測量）における観測及び測定（RD14）

C4と同じ。

TS法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、準則第64条及び運用基準第35条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

⑮補備測量（細部図根測量）における計算（R D 1 5）

C 5 と同じ。

⑯補備測量（細部図根測量）における点検測量（R D 1 6）

C 6 と同じ。ただし、放射点の点検測量を最初の観測に続けて実施する場合は、R D 1 4 工程で実施するものとする。なお、この場合の点検測量の数量については、多角測量法とまとめてR D 1 6 で数えるものとする。また、C 7 に準じて、細部図根点網図及び細部図根点成果簿の点検を行うものとする。

⑰補備測量（一筆地測量）における観測及び測定（R D 1 7）

C 4 と同じ。

T S 法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、準則第 7 0 条の 2 及び運用基準第 3 8 条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。ネットワーク型 R T K 法により単点観測法を実施した場合は、C 4 に準じて、観測簿を点検するとともに、セット間較差の点検及び座標計算、整合性の確認のための比較計算を全数点検するものとする。

⑱補備測量（一筆地測量）における計算及び筆界点の点検（R D 1 8）

C 5 に準じて、精度管理表の全数を点検するとともに、準則第 7 2 条及び運用基準第 4 2 条に規定する筆界点の位置の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを点検するものとする。補備測量を行った全筆数の 2 パーセント以上を抽出して、当該筆において筆界点を 1 点抽出後、この筆界点から視通がとれる辺を 2 辺以上抽出し、座標計算による距離と T S 等による実測距離との較差が国土調査法施行令（昭和 2 7 年政令第 5 9 号。以下「令」という。）別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により筆界点同士の辺長の測定が困難な場合には、辺の一端を当該筆以外の筆を構成する筆界点又は航測図根点とすることができる。ネットワーク型 R T K 法により単点観測法を実施し、水平位置の整合処理がなされた場合は、その処理の方法について、準則第 7 0 条の 5 及び運用基準第 4 1 条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

⑲筆界点座標値の計測及び点検（R D 1 9）

筆界点座標値算出成果簿の全数を点検するとともに、運用基準第 5 5 条の 5 に規定する筆界点の座標値の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。さらに、総筆界点から 2 パーセント以上を抽出（補備測量により得られた座標値を採用した筆界点及び準則第 7 2 条及び運用基準第 4 2 条に規定する点検を実施した筆界点は除く。）して、再度計測により点検するとともに、調査図と作成した基礎資料を重ね合わせ、誤りの有無を点検する。

なお、筆界点の座標が、筆界確認の段階で既に数値データとして計測され記録されている場合は、その記録されている座標値を用いて、筆図形が適正であるかどうかを点検するものとする。

⑳受託法人検査（R D 2 0）

C 8 に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等を確認し、精度管理表（補備測量のうち、細部図根測量における点検測量に関するもの及び一筆地測量に関するもの）の全数検査及び成果品の出来映え検査を行う。また、筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点を対象として調査後筆数の 2 パーセント以上について抽出（R D 1 8 の点検において抽出した筆以外の筆を優先する。）して、当該筆において筆界点を 1 点抽出後、この筆界点から視通が取れる辺を 2 辺以上抽出し、座標計算による距離と T S 等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により筆界点同士の辺長の測定が困難な場合には、辺の一端を当該筆以外の筆を構成する筆界点又は航測図根点とすることができる。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の辺長検査は省略できるものとする。

㉑委託者検査（R D 2 1）

C 9 に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等を確認し、精度管理表（補備測量のうち、細部図根測量における点検測量に関するもの及び一筆地測量に関するもの）の全数検査及び成果品の出来映え検査を行う。また、筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点を対象として調査後筆数の 1 パーセント以上について抽出（R D 1 8 の点検及び R D 2 0 の検査において抽出した筆以外の筆を優先する。ただし、本工程で筆を抽出することで、次工程の認証者検査の実施が難しいと予想される場合は、R D 2 0 の検査において実施した筆を抽出し、同一の辺を選定することを妨げない）して、当該筆において筆界点を 1 点抽出後、この筆界点から視通が取れる辺を 2 辺以上抽出し、座標計算による距離と T S 等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により筆界点同士の辺長の測定が困難な場合には、辺の一端を当該筆以外の筆を構成する筆界点又は航測図根点とすることができる。なお、認証者が R D 2 2 で行う辺長検査について、委託者と認証者と協議し、委託者が代行することができる（R D ~~1 8-2-0~~ の点検並びに R D 2 0 の検査及び R D 2 1 の上記検査において抽出した筆以外の筆を優先する。）。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の辺長検査は省略できるものとする。

㉒認証者検査（R D 2 2）

C 1 0 に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等を確認し、精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行う。なお、当該測量につい

て、測量法（昭和24年法律第188号）第41条の規定により国土地理院から委託者に通知された公共測量の測量成果の審査の結果（審査書）の提供を受けた場合は、精度管理表の全数検査を当該審査書の確認に代えることができる。また、筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点を対象として調査後筆数の1パーセント以上について抽出（RD18の点検並びにRD20及びRD21の検査において抽出した筆以外の筆を優先する。）して、当該筆において筆界点を1点抽出後、この筆界点から視通が取れる辺を2辺以上抽出し、座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により筆界点同士の辺長の測定が困難な場合には、辺の一端を当該筆以外の筆を構成する筆界点又は航測図根点とすることができる。なお、辺長検査は、委託者と認証者で協議し、委託者が代行した検査記録の確認に代えることができる。さらに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の辺長検査は省略できるものとする。

(5) E工程

次の①から⑩までの工程のうち、①から⑧までについては受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑨については委託者、⑩については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備（E1）

測量機器についての点検を除き、C1と同じ。

②作業進行予定表の作成（E2）

C工程の作業の準備において示した「工程管理表」を「作業進行予定表」として作成するものとする。

なお、この予定表の作成に当たっては、地籍調査推進委員会等の助言を参考にして、作業計画の適切性の確保に努めるものとする。

③単位区域界の調査（E3）、市町村の境界の調査（E6）

作業による現地踏査等の結果を勘案しながら、登記所地図等と地形図とを対照することにより、単位区域界又は市町村の境界が適正に確認されているかどうかを点検するとともに、不明確な箇所がある場合には、現地踏査、現地精通者の助言等によりその適正な確認に努めるものとする。

④調査図素図等の作成（E4）

調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、準則第16条及び第18条、運用基準第8条及び第10条等に照らして適正かどうか、あわせて、登記所地図、登記簿等を照合し、調査図素図等における当該筆の所有者、地番、地目、地積、境界の位置等の記載及び表示に誤りがないかどうかを点検するものとする。また、

調査図一覧図の記載が、準則第17条、運用基準第9条等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

⑤現地調査等の通知（E5）

現地調査等の通知文書の発送前に、現地調査等の時期、通知の発出先及び内容の適切性を点検するものとする。また、所在不明所有者等の調査及び処理の適切性を点検するものとする。

⑥現地調査等（E7）

現地調査等における準則第30条第3項（無反応所有者等による同条第1項の確認を得ることが困難な場合）、同条第4項（土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者がある場合）、同条第5・4項（土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合）、第31条（地番が明らかでない場合等）、第34条（新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合）及び第35条（滅失した土地等がある場合）に基づく処理については、その全数について調査図、地籍調査票等を照合して、現地調査等の適切性を点検するものとする。

⑦取りまとめ（E8）

調査前筆数の5パーセント以上を抽出（E4の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合（地番対照表を作成している場合はこれを地籍調査票と照合）し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを点検するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを点検するものとする。

⑧受託法人検査（E9）

調査前筆数の1パーセント以上を抽出（E4及びE8の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無について、その全数を検査するものとする。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑨委託者検査（E10）

調査前筆数の0.5パーセント以上を抽出（E4及びE8の点検並びにE9の検査において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。抽出し

た筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。なお、認証者がE 1 1で行う地目変更がされている筆の検査について、委託者と認証者で協議し、委託者が代行することができる（E 9及びE 1 0の上記検査において抽出した筆以外の筆を優先する。）。また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無について、その全数を検査するものとする。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑩認証者検査（E 1 1）

調査前筆数の1パーセント以上を抽出して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。なお、地目変更がされている筆の検査について、委託者と認証者で協議し、委託者が代行した検査記録の確認に代えることができる。また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無について、その全数を検査するものとする。さらに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(6) F II－2 工程

次の①から⑥までの工程のうち、①から④については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑤については委託者、⑥については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備（F II－2 1）

C 1と同じ。

②地籍図原図の仮作図（F II－2 2）

調査後筆数の1パーセント以上を抽出して、結線と地番等について調査図、地籍調査票等と照合を行い、図形に誤りがないかどうか、あわせて、細部図根点等及び航測図根点が正しく表示されているかどうかを点検するものとする。

③地籍図原図の作成（F II－2 3）

地籍図原図の出来映えが、国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）及び地籍図作成要領（令和3年3月2日付け国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。また、調査後筆数の1パーセント以上を抽出（F II－2 2の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る地籍図原図の記載に誤りがな

いかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

④受託法人検査（FⅡ－24）

成果品（地籍図原図、地籍図一覧図等）の出来映えが、国土調査法施行規則、地籍図作成要領等に照らして適正かどうかを全数検査するものとする。また、筆界点座標値算出成果簿をFⅡ－2工程で作成した場合は、筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点を対象として調査後筆数の2パーセント以上について抽出（RD18の点検において抽出した筆以外の筆を優先する。）して、当該筆において筆界点を1点抽出後、この筆界点から視通が取れる辺を2辺以上抽出し、座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により筆界点同士の辺長の測定が困難な場合には、辺の一端を当該筆以外の筆を構成する筆界点又は航測図根点とすることができる。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の辺長検査は省略できるものとする。

⑤委託者検査（FⅡ－25）

成果品（地籍図原図、地籍図一覧図等）の出来映えが、国土調査法施行規則、地籍図作成要領等に照らして適正かどうかを全数検査するものとする。また、筆界点座標値算出成果簿をFⅡ－2工程で作成した場合は、筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点を対象として調査後筆数の1パーセント以上について抽出（RD18の点検及びFⅡ－24の検査において抽出した筆以外の筆を優先する。ただし、本工程で筆を抽出することで、次工程の認証者検査の実施が難しいと予想される場合は、FⅡ－24の検査において実施した筆を抽出し、同一の辺を選定することを妨げない）して、当該筆において筆界点を1点抽出後、この筆界点から視通が取れる辺を2辺以上抽出し、座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により筆界点同士の辺長の測定が困難な場合には、辺の一端を当該筆以外の筆を構成する筆界点又は航測図根点とすることができる。なお、認証者がFⅡ－26で行う辺長検査について、委託者と認証者とで協議し、委託者が代行することができる（RD17の点検及びFⅡ－25の上記検査において抽出した筆を除く。）。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の辺長検査は省略できるものとする。

⑥認証者検査（FⅡ－26）

成果品（地籍図原図、地籍図一覧図等）の出来映えが、国土調査法施行規則、地籍図作成要領等に照らして適正かどうかを全数検査するものとする。また、筆

界点座標値算出成果簿をFⅡ－2工程で作成した場合は、筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点を対象として調査後筆数の1パーセント以上について抽出（RD18の点検並びにFⅡ－24及びFⅡ－25の検査において抽出した筆以外の筆を優先する。）して、当該筆において筆界点を1点抽出後、この筆界点から視通が取れる辺を2辺以上抽出し、座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により筆界点同士の辺長の測定が困難な場合には、辺の一端を当該筆以外の筆を構成する筆界点又は航測図根点とすることができる。なお、辺長検査は、委託者と認証者で協議し、委託者が代行した検査記録の確認に代えることができる。さらに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の辺長検査は省略できるものとする。

(7) G工程

次の①から⑥までの工程のうち、①から④については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑤については委託者、⑥については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備（G1）

C1と同じ。

②地積測定、計算及び点検（G2）

地積測定の精度管理表の全数について、誤記、誤読、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないかどうか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検するものとする。また、筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点3点以上を抽出して、当該筆界点で構成する多角形の面積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第四に規定する公差の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により筆界点座標を現地での観測により求めがたい場合は、標定点等又は航測図根点を最大2点まで多角形の頂点とすることができる。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の現地点検は省略できるものとする。

③取りまとめ（G3）

調査後筆数の5パーセント以上を抽出して、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、地籍図原図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

④受託法人検査（G4）

筆界点座標値算出成果簿のうち、現地で視認可能な筆界点3点以上を抽出（G

2の点検において抽出した筆界点以外の筆界点を優先する。)して、当該筆界点で構成する多角形の面積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第四に規定する公差の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により筆界点座標を現地での観測により求めがたい場合は、標定点等又は航測図根点を最大2点まで多角形の頂点とすることができる。

なお、現地で視認可能な筆界点が存在しない場合、上記の現地検査は省略できるものとする。

また、調査後筆数の1パーセント以上を抽出(G3の点検において抽出した筆は除く。)して、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。さらに、C8に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑤委託者検査(G5)

調査後筆数の0.5パーセント以上を抽出(G3の点検及びG4の検査において抽出した筆は除く。)して、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。また、C9に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑥認証者検査(G6)

C10に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(8) H工程

次の①から⑫までの工程のうち、①から④、⑧及び⑨については、受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑤から⑦、⑩及び⑪については委託者が工程管理及び検査を行い、⑫については認証者が検査を行うものとする。

①地籍調査票の整理(H1)

調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、当該筆に係る地籍調査票の記載に誤り及び遺漏がないかどうかを、調査図、地籍図原図、地積測定成果簿等と照合して点検するものとする。

②地籍図原図の整理(H2)

調査後筆数の1パーセント以上を抽出して、当該筆に係る地籍図原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

③地籍簿案の作成(H3)

調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、当該筆に係る地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、地籍図原図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

④受託法人検査(閲覧前)(H4)

調査前筆数の1パーセント以上を抽出（H1からH3までの点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る地籍図原図及び地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。また、FⅡ－24に準じて、成果品の出来映え検査を行うものとする。

⑤委託者検査（閲覧前）（H5）

調査前筆数の0.5パーセント以上を抽出（H1からH3までの点検及びH4の検査において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る地籍図原図及び地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。また、FⅡ－25に準じて、成果品の出来映え検査を行うものとする。

⑥閲覧（H6）

閲覧の実施に当たっては、調査成果の確認が得られるよう所要の措置をするものとする。

⑦誤り等申出（H7）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全数についてその処理が適正かどうかを点検するものとする。

⑧数値情報化（H8）

数値情報化を実施する場合における工程管理及び検査は、地籍調査成果の数値情報化実施要領（平成14年3月14日付け国土国第594号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）によるものとする。

⑨受託法人検査（閲覧後）（H9）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が100件を超える場合には、100件以上の抽出検査とすることができるものとする。また、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑩認証申請関係書類の整理（H10）

「地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領について」（令和3年3月31日付け国不籍第580号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知。以下「書類作成要領」という。）の規定による不存在地等調書、不協力地調書、所在不明所有者等調書及び協議実施結果報告書については、当該調書に係る処理の経過を確認するとともに、処理等が適正かどうかを点検するものとする。

なお、閲覧終了後速やかに認証の申請を行えるよう、手続の迅速化に努めるものとする。

⑪委託者検査（閲覧後）（H11）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件について、その処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が100件を超える場合には、100件以上の抽出検査とすることができるものとする。また、認証申請書類が、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企士第28号経済企画庁総合開発局長通達）、書類作成要領等に照らし

て適正かどうかを検査するとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑫認証者検査（H 1 2）

法第 1 7 条第 2 項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が 5 0 件を超える場合には、5 0 件以上の抽出検査とすることができるものとする。また、認証に係る調査前筆数の 1 パーセント以上を抽出した上、当該筆に係る地籍図及び地籍簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。さらに、F II－2 6 に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

なお、この検査は、認証に係る内部決裁と一体的に行うことができるものとする。

(別表1) 工程管理及び検査の要目一覧表
(工程管理及び検査の要目欄における「管理(委)」は委託者の工程管理者が行う工程管理、「管理(受)」は受託法人の工程管理者が行う工程管理を示す。
「検査(委)」は委託者が行う検査、「検査(受)」は受託法人が行う検査、「検査(認)」は認証者が行う検査を示す。
また、受託法人の工程管理者が工程管理を行う工程にあつては、委託者の工程管理者が作業の進捗状況や点検結果について確認し、必要に応じて、
適時適切に改善の指示を行うものとする。)

A 工程（地籍調査事業計画・事務手続）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
A 1	全体計画の作成		管理(委)	実施組織との整合性	
A 2	関係機関との調整		管理(委)	協力体制の確立	
A 3	事業計画の策定・公表	法 6 条の 3	管理(委)	計画書の照合と公表の確認	任意方式の場合は不要
A 4	実施に関する計画の作成	法 6 条の 4、 準則 9 ～ 1 2 条	管理(委)	会計年度内施行の確実性	任意方式の場合は法 5、6 条
A 5	作業規程の作成	法 6 条の 4	管理(委)	準則準用外規定の検討	任意方式の場合は法 5、6 条
A 6	国土調査の指定の公示・公表	法 5、6 条	管理(委)	公示・公表の確認	計画方式の場合は不要
A 7	国土調査の実施の公示	法 7 条	管理(委)	公示の確認	

B 工程(地籍調査事業準備)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
B 1	実施組織の確立		管理（委）	専任職員の確保、計画的研修、関係課の協力体制	任意方式の場合は不要
B 2	補助申請	地籍調査費負担金交付要綱等	管理（委）	必要事業費の確保	
B 3	委託先の選定	準則 7 条	管理（委）	実施に関する計画との整合性、適正な委託先の確認	
B 4	推進委員会の設置	国土調査事業事務取扱要領	管理（委）	意義及び作業内容の徹底	
B 5	趣旨の普及	準則 2 条	管理（委）	周知徹底と協力体制の確立	

C工程(地籍図根三角測量)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
C 1	作業の準備	準則 7、3 7、4 3、4 5 条	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	* 1
C 2	選点	準則 3 8、4 4、4 8～5 0 条	管理（受）	網構成の適切性	
C 3	標識の設置	準則 5 1 条	管理（受）	1 点以上の現地立会点検 設置状況写真の全数点検	
C 4	観測及び測定	準則 5 2 条	管理（受）	1 パーセント以上の観測簿点検	
C 5	計算	準則 5 2 条	管理（受）	1 パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検	
C 6	点検測量	準則 5 2 条	管理（受）	実地確認 観測簿、計算簿及び精度管理表の点検	
C 7	取りまとめ	準則 6、5 2 条	管理（受）	網図の全数点検 5 パーセント以上の成果簿の点検	
C 8	受託法人検査		検査（受）	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	
C 9	委託者検査		検査（委）	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
C 1 0	認証者検査		検査（認）	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

* 1 選点における網構成の適切性の検討に当たっては、認証者の検査者の指導を受けることができるものとする。（以下同じ。）

R D 工程 (航空測量)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
R D 1	作業の準備	準則 7、3 7 条、7 6 条の 3	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	
R D 2	既存資料の収集	準則 8 1 条の 6	管理（受）	既存資料の適正性	
R D 3	標定点等及び航測図根点の選点	準則 7 7 条	管理（受）	選点・標識の適正性 選点図、配置図の全数点検 精度管理表の全数点検	
R D 4	標識の設置	準則 7 8 条	管理（受）	1 点以上の対空標識現地点検 対空標識全点の設置状況写真等の点検 対空標識点一覧図の出来映えの点検 精度管理表の全数点検	
R D 5	空中写真撮影又は航空レーザ計測	準則 7 9 条、8 1 条の 3	管理（受）	撮影又は計測条件の全数点検 取得した写真又はデータの出来映え等の適正性 5 パーセント以上の対空標識の照合点検 精度管理表の全数点検	
R D 6	空中三角測量又は航空レーザ計測データの解析	準則 8 1 条、8 1 条の 4、8 1 条の 7、8 1 条の 8	管理（受）	精度管理表の全数点検 各種データの全数点検 図郭の 2 パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検	* 1 * 1
R D 7	空中写真又は三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成	準則 8 1 条の 2、8 1 条の 5、8 1 条の 7、8 1 条の 8	管理（受）	図郭の 2 パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検 図郭の 5 パーセント以上の成果の出来映えの点検 精度管理表の全数点検	* 2
R D 8	取りまとめ		管理（受）	基礎資料の出来映えの全数点検	
R D 9	受託法人検査		検査（受）	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 図郭の 5 パーセント以上の成果品の記載内容等を検査 工程管理の記録の全数検査	
R D 1 0	委託者検査		検査（委）	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 図郭の 1 パーセント以上の成果品の記載内容等を検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
R D 1 1	認証者検査		検査（認）	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査 図郭の 1 パーセント以上の成果品の記載内容等を検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

R D 1 2	作業の準備	準則 7、3 7 条、5 9、7 0 条、7 6 条の 3、8 2 条	管理（受）	補備測量の作業体制及び作業工程の適切性	
R D 1 3	補備測量（細部図根測量）における選点及び標識の設置	準則 8 2 条の 2（地上法の準用）	管理（受）	選定位置等の適切性 5 パーセント以上の現地点検	* 3
R D 1 4	補備測量（細部図根測量）における観測及び測定	準則 8 2 条の 2（地上法の準用）	管理（受）	1 パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検	* 4
R D 1 5	補備測量（細部図根測量）における計算	準則 8 2 条の 2（地上法の準用）	管理（受）	1 パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検	* 5
R D 1 6	補備測量（細部図根測量）における点検測量	準則 8 2 条の 2（地上法の準用）	管理（受）	実地確認 網図の全数点検 5 パーセント以上の成果簿の点検	
R D 1 7	補備測量（一筆地測量）における観測及び測定	準則 8 3 条（地上法の準用）	管理（受）	1 パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検 単点観測法におけるセット間較差の点検及び座標計算の全数点検 単点観測法における整合性の確認のための比較計算の全数点検	* 4 * 6 * 6
R D 1 8	補備測量（一筆地測量）における計算及び筆界点の点検	準則 8 3 条（地上法の準用）	管理（受）	精度管理表の全数点検 2 パーセント以上の辺長点検 単点観測法における整合処理の適正性の点検	* 7
R D 1 9	筆界点座標値の計測及び点検	準則 8 3 条の 2	管理（受）	筆界点座標値算出成果簿の全数点検 精度管理表の全数点検 2 パーセント以上の筆界点座標の点検	
R D 2 0	受託法人検査		検査（受）	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査（補備測量のうち、細部図根測量における点検測量に関するもの及び一筆地測量に関するもの） 成果品の出来映え検査 2 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 工程管理の記録の全数検査	
R D 2 1	委託者検査		検査（委）	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査（補備測量のうち、細部図根測量における点検測量に関するもの及び一筆地測量に関するもの） 成果品の出来映え検査 1 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
R D 2 2	認証者検査		検査（認）	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 1 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

* 1 航空レーザ測量を実施した場合に適用

* 2 空中写真測量を実施した場合に適用

* 3 選点における網構成の適切性の検討に当たっては、認証者における検査者の指導を受けることができるものとする。

* 4 T S 法により放射法を実施した場合に適用

* 5 多角測量法及び開放路線により実施した場合に適用

* 6 単点観測法により実施した場合に適用

* 7 ネットワーク型 RTK 法により単点観測法を実施し、かつ、水平位置の整合処理を実施した場合に適用

E 工程(一筆地調査)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
E 1	作業の準備	準則 7 条	管理（受）	作業体制の適切性 関係土地所有者等への浸透度	
E 2	作業進行予定表の作成	準則 1 3 条	管理（受）	作業工程の適切性	
E 3	単位区域界の調査	準則 1 4 条	管理（受）	調査地域の現況把握	
E 4	調査図素図等の作成	準則 1 5 ～ 1 8 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検 調査図一覧図の記載内容の点検	
E 5	現地調査等の通知	準則 2 0 条	管理（受）	現地調査等時期の適切性 所有者及び利害関係人の適切性 所在不明所有者等処理の適切性	
E 6	市町村の境界の調査	準則 2 2 条	管理（受）	隣接市町村の同意の確認	
E 7	現地調査等	準則 2 3 ～ 3 6 条	管理（受）	準則第 3 0 条第 3 項、及び第 4 項及び第 5 項、第 3 1 条、第 3 4 条並びに 第 3 5 条による処理の全数点検	
E 8	取りまとめ	準則 6 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検 地目変更された筆の点検	
E 9	受託法人検査		検査（受）	1 パーセント以上の照合検査 地目変更された筆の検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名等の全数検査 工程管理の記録の全数検査	
E 1 0	委託者検査		検査（委）	0.5パーセント以上の照合検査 地目変更された筆の検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名等の全数検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
E 1 1	認証者検査		検査（認）	1 パーセント以上の照合検査 地目変更された筆の検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名等の全数検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

F - 2 工程（地籍図原図の作成） F - 2 工程と G 工程を併せて実施する場合は、次々項を参照

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
F - 2 1	作業の準備	準則 7、3 7、7 0 条	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	
F - 2 2	地籍図原図の仮作図	準則 7 4 条	管理（受）	1 パーセント以上の照合点検	* 1
F - 2 3	地籍図原図の作成	準則 6、7 4、7 5 条	管理（受）	地籍図原図の出来映えの全数点検 1 パーセント以上の照合点検	* 1
F - 2 4	受託法人検査		検査（受）	成果品の出来映えの全数検査 2 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 工程管理の記録の全数検査	* 2
F - 2 5	委託者検査		検査（委）	成果品の出来映えの全数検査 1 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	* 2
F - 2 6	認証者検査		検査（認）	成果品の出来映えの全数検査 1 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	* 2

* 1 F - 2 工程と G 工程を併せて実施する場合には、F - 2 2 を G 2 の前、F - 2 3 を G 2 の後に実施することができるものとする。

* 2 辺長検査については、R D 工程で実施の場合、省略するものとする。

G 工程（地積測定） F - 2 工程と G 工程を併せて実施する場合は、次項を参照

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
G 1	作業の準備	準則 7、8 5 条	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	
G 2	地積測定、計算及び点検	準則 8 5、8 6 条	管理（受）	精度管理表の全数点検 視通可能な 3 点以上を用いた現地点検	
G 3	取りまとめ	準則 6、8 7 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検	
G 4	受託法人検査		検査（受）	視通可能な 3 点以上を用いた検査 1 パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	
G 5	委託者検査		検査（委）	0.5 パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
G 6	認証者検査		検査（認）	精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

F - 2 工程(地籍図原図の作成)とG 工程(地積測定)を併せて実施する場合

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
G 1	作業の準備	準則 7、8 5 条	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	
F - 2 2	地籍図原図の仮作図	準則 7 4 条	管理（受）	1 パーセント以上の照合点検	
G 2	地積測定、計算及び点検	準則 8 5、8 6 条	管理（受）	精度管理表の全数点検 視通可能な 3 点以上を用いた現地点検	
F - 2 3	地籍図原図の作成	準則 6、7 4、7 5 条	管理（受）	地籍図原図の出来映えの全数点検 1 パーセント以上の照合点検	
G 3	取りまとめ	準則 6、8 7 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検	
G 4	受託法人検査		検査（受）	2 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 視通可能な 3 点以上を用いた点検 1 パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	* 1 * 2
G 5	委託者検査		検査（委）	1 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 0.5パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	* 3 * 2
G 6	認証者検査		検査（認）	1 パーセント以上の筆から 2 辺以上の辺長検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	* 4 * 2

（注）F - 2 1、F - 2 4 及び F - 2 5 は省略するものとする

* 1 辺長検査については、F - 2 4 の検査を行うが、R D 2 0 で実施の場合、省略するものとする。

* 2 F - 2 工程で作成した地籍図原図、地籍図一覧図等の出来映えについては、全数検査をするものとする。

* 3 辺長検査については、F - 2 5 の検査を行うが、R D 2 1 で実施の場合、省略するものとする。

* 4 辺長検査については、F - 2 6 の検査を行うが、R D 2 2 で実施の場合、省略するものとする。

H工程（地籍図及び地籍簿の作成）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
H 1	地籍調査票の整理	準則 6 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検	
H 2	地籍図原図の整理	準則 6 条	管理（受）	1 パーセント以上の照合点検	
H 3	地籍簿案の作成	準則 8 8 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検	
H 4	受託法人検査（閲覧前）		検査（受）	1 パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査	
H 5	委託者検査（閲覧前）		検査（委）	0.5パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査	
H 6	閲覧	法 1 7、準則 8 9 条	管理（委）	閲覧に当たっての所要措置	
H 7	誤り等申出	法 1 7、準則 8 9 条	管理（委）	誤り等申出処理の全数点検	
H 8	数値情報化	準則 8 9 条	管理（受）	地籍調査成果の数値情報化実施要領による	
H 9	受託法人検査（閲覧後）		検査（受）	誤り等申出処理の適正性検査 工程管理の記録の全数検査	
H 1 0	認証申請関係書類の整理	法 1 8、1 9 条	管理（委）	不協力地、不存在地等の経過確認、手続きの迅速性	
H 1 1	委託者検査（閲覧後）	法 1 9 条	検査（委）	誤り等申出処理の適正性検査 認証申請関係書類の検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
H 1 2	認証者検査	法 1 9 条	検査（認）	誤り等申出処理の適正性検査 1 パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

(別表2) 検査成績表様式 - A 4 とする

1. 地籍調査工程検査成績総括表(兼成績証明書) - 航測法の場合

都道府県名		市郡区名		町村(区)名		単位区域名		調査年度								
								～ 年度								
実施機関			機関名		代表者名		工程管理者名		左の者の所属							
委託者																
受託法人	地籍図根三角測量															
	航空測量															
	一筆地調査															
	地籍図原図の作成															
	地積測定															
	地籍図及び地籍簿の作成															
検査終了証明	工程分類別			認証者検査者名		委託者検査者名		受託法人検査者名		記事						
	地籍図根三角測量		C						別葉Cによる							
	航空測量		R D						別葉R Dによる							
	一筆地調査		E						別葉Eによる							
	地籍図原図の作成		F - 2						別葉F - 2による							
	地積測定		G						別葉Gによる							
	地籍図及び地籍簿の作成		H						別葉Hによる							
成果件数	地籍図根三角測量		新点数				点		地籍図(原図)数							
			成果簿		冊		枚		精度区分		縮尺区分		図郭数			
	標定点等		新点数				点				1/250				面	
			成果簿		冊		枚				1/500				面	
	航測図根点		新点数				点				1/1,000				面	
			成果簿		冊		枚				1/2,500				面	
	航空測量		成果簿		冊		枚				1/5,000				面	
	地積測定		成果簿		冊		枚		計				面			
	地籍調査票			冊		枚		総筆数				筆				
	地籍簿			冊		枚		総面積				k m ²				
	調査図					枚		地籍調査の着手年度		年度						
	全体計画面積					k m ²										
	前回までの認証済面積					k m ²		地区コード								
備考																

(記載要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「検査成績表様式」の記入要領に準じるものとする。

2. 別葉C 地籍図根三角測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間		
								年 月 ～ 月		
実施機関				機関名		代表者名		工程管理者名		
委託者										
受託法人										
検査 終了 証明	検査の種類		検査者の所属		検査者名		合否		検査年月日	
	認証者検査								年 月 日	
	委託者検査								年 月 日	
	受託法人検査								年 月 日	
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否		点検又は 検査対象		抽出数 等	
	作業の準備	C 1					業務計画書等		全数	
	選点	C 2					枚 枚		全数 全数 (選点図) (平均図)	
	標識の設置	C 3					点		点 全数 (現地立会) (設置状況写真)	
	観測及び測定	C 4					頁		— (観測簿)	
	計算	C 5					頁 枚		— (計算簿) (精度管理表)	
	点検測量	C 6					辺 頁 枚		辺 頁 全数 (現地立会) (観測簿、計算簿) (精度管理表)	
	取りまとめ	C 7					枚 頁		— (網図) (成果簿)	
	受託法人検査	C 8					成果検定 枚 成果品 工程管理記録		全数 全数 全数 全数 (検定記録と証明書の確認) 精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等)	
	委託者検査	C 9					成果検定 枚 成果品 工程管理記録 検査記録		全数 全数 全数 全数 全数 (検定記録と証明書の確認) 精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等) (受託法人)	
	認証者検査	C 10					成果検定 枚 成果品 工程管理記録 検査記録		全数 全数 全数 全数 全数 (検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (網図、成果簿等) (委託者及び受託法人)	
	成果 件 数	地籍図根 三角測量		新点数		点		測量手法等		
		与 点	既設の電子基準点、 一～四等三角点				点		網 図	
既設の地籍図根三角点					点		網図の縮尺	1 /		
既設の公共基準点等					点		成果簿	冊	枚	
計画面積				k m ²		精度管理表		枚		
備考										

1. C4、C5及びC7は検定による。

2. 検定内容により追加で点検及び検査を省略した場合は、備考欄にその旨を記入

(記載要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「地籍図根三角測量工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

3. 別葉 R D 航空測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間		
								年 月 ~ 月		
実施機関		機関名		代表者名		工程管理者名		左の者の所属		
委託者										
受託法人										
検査 終了 証明	検査の種類		検査者の所属		検査者名		合否		検査年月日	
	認証者検査								年 月 日	
	委託者検査								年 月 日	
	受託法人検査								年 月 日	
管 理 及 び 検 査 の 概 要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記 事		
	作業の準備		R D 1			業務計画書等	全数			
	既存資料の収集		R D 2			枚	枚	(メタデータ、精度管理表、品質評価表等)		
	標定点等及び航測 図根点の選点		R D 3			枚 枚 枚	全数 全数 全数	(標定点等の選点図、配置図、写真等) (航測図根点の選点図、標識の設置状況写真等) (標定点等の精度管理表)		
	標識の設置		R D 4			点 枚 枚 枚	点 全数 枚 全数	(現地点検) (対空標識点明細表) (対空標識点一覧図) (精度管理表)		
	空中写真撮影又は 航空レーザ計測		R D 5			枚 点 枚 枚	— — — —	(写真、図、記録簿等) (対空標識の照合点検) (空中写真撮影の精度管理表又は航空レーザ計測記録簿等) (GNSS / IMU 解析結果精度管理表)		
	空中三角測量又は 航空レーザ計測 データの解析		R D 6			枚 枚 枚 枚	— — — —	(空中三角測量又は航空レーザ計測データの精度管理表) (航測図根点の精度管理表) (DSM、DEM等) (航空レーザ測量におけるDSM、DEM等の整合性の点検)		
	基礎資料の作成		R D 7			枚 枚 枚	— — —	(空中写真測量におけるオルソ画像、DSM等の整合性の点検) (基礎資料の出来映え点検) (空中写真又は航空レーザ測量の精度管理表)		
	取りまとめ		R D 8			枚	—	(基礎資料)		
	受託法人検査		R D 9			成果検定 枚 成果品 工程管理記録 検査記録	全数 全数 枚 全数	(検定記録と証明書の確認) 精度管理表（点検測量） (図郭の5パーセント以上)		
	委託者検査		R D 10			成果検定 枚 成果品 工程管理記録 検査記録	全数 全数 枚 全数 全数	(検定記録と証明書の確認) 精度管理表（点検測量） (図郭の1パーセント以上) (受託法人)		
	認証者検査		R D 11			成果検定 枚 成果品 工程管理記録 検査記録	全数 全数 枚 全数 全数	(検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (図郭の1パーセント以上) (委託者及び受託法人)		
	筆界点座標値の計 測及び点検		R D 19			枚 枚 点	全数 全数 点	(成果簿) (精度管理表) (筆界点座標の点検)		
	受託法人検査		R D 20			成果検定 枚 成果品 筆 工程管理記録	全数 全数 全数 全数	(検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (辺)		
	委託者検査		R D 21			成果検定 枚 成果品 筆 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	(検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (辺) (受託法人)		
	認証者検査		R D 22			成果検定 枚 成果品 筆 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	(検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (辺) (委託者及び受託法人)		
	成 果 件 数	標定点等		新点数		点	測量手法等			
		航測図根点				点	測量手法等			
		航空測量				式	測量手法等			
		網図			枚	網図の縮尺		1 /		
精度				筆界点座標値算出成果簿			冊	枚		
計画面積				k m ²	精度管理表				枚	
備 考										

1. R D 5、R D 6、R D 7及びR D 8は検定による。
2. 検定内容により追加で点検及び検査を省略した場合は、備考欄にその旨を記入

（記載要領）

地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則（令和３年８月３１日付け国不籍第３３８号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）の別表２「航空測量工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

—補備測量を実施する場合—

3. 別葉 R D 航空測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間	
								年 月 ~ 月	
実施機関				機関名		代表者名		工程管理者名	
委託者									
受託法人									
検査 終了 証明	検査の種別			検査者の所属		検査者名		検査年月日	
	認証者検査							年 月 日	
	委託者検査							年 月 日	
	受託法人検査							年 月 日	
管 理 及 び 検 査 の 概 要	工程小分類			工程管理者名 又は検査者名		合 否		点検又は 検査対象	
	抽出数 等							記 事	
	作業の準備		R D 1 2					業務計画書等 全数	
	選点及び標識の設置 （細部図根測量）		R D 1 3					枚 全数 枚 点 （選点図） （平均図） （新点）	
	観測及び測定 （細部図根測量）		R D 1 4					頁 頁 — （観測簿） — （観測手簿、距離）	
	計算 （細部図根測量）		R D 1 5					頁 枚 — （計算簿） — （精度管理表）	
	点検測量 （細部図根測量）		R D 1 6					点 頁 頁 枚 全数 頁 （現地立会） （観測簿、計算簿） （セット間較差の点検） （網図） （成果簿）	
	観測及び測定 （一筆地測量）		R D 1 7					頁 頁 頁 頁 — （観測簿） — （観測手簿、距離） — （セット間較差の点検） — （比較計算）	
計算及び筆界点の点検 （一筆地測量）		R D 1 8					枚 筆 頁 — （精度管理表） （ 辺 ） — （整合処理計算）		
成 果 件 数	細部 図根 測量 与 点	新点数 （多角測量法）		1 次			点	測量手法等	
				2 次			点	測量手法等	
		新点数 （放射法）		全次数			点	測量手法等	
		新点数 （開放路線）		全次数			点	測量手法等	
		地籍図根点等				点	配置図	枚	
		細部図根点				点	精度区分		
		航測図根点				点	配置図縮尺	1 /	
	既設の公共基準点等				点	成果簿	冊	枚	
	精度管理表				枚	計画面積	k m ²		
	一筆 地測 量	測量手法等				精度区分			
筆界点成果簿		冊	枚	総筆数		筆			
精度管理表				枚	計画面積	k m ²			
備 考									

1. R D 1 4、R D 1 5 及び R D 1 7 は検定による。

2. 検定内容により追加で点検及び検査を省略した場合は、備考欄にその旨を記入

(記載要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不
籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「航空測量工程検査成績
表」の記入要領に準じるものとする。

4．別葉 E 一筆地調査工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間			
								年 月 ～ 月			
実施機関				機関名		代表者名		工程管理者名			
委託者											
受託法人											
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者名		可否		検査年月日		
	認証者検査								年 月 日		
	委託者検査								年 月 日		
	受託法人検査								年 月 日		
管理 及 び 検 査 の 概 要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		可否		点検又は 検査対象		抽出数 等		
	作業の準備		E 1				業務計画書等		全数		
	作業進行予定表の作成		E 2				予定表		全数		
	単位区域界の調査		E 3				区域界		全数（登記所地図等）		
	調査図素図等の作成		E 4				枚 筆		全数 筆（一覽図） （素図・票）		
	現地調査等の通知		E 5				人		全数（所在不明者）		
	市町村の境界の調査		E 6				境界		全数（調査図素図）		
	現地調査等		E 7				筆 筆 筆 筆 筆 筆		全数 全数 全数（30条5項） 全数（31条） 全数（34条） 全数（35条）		
	取りまとめ		E 8				筆 筆 筆		筆 筆 筆（調査図・票） （地番対照表） （地目変更）		
	受託法人検査		E 9				筆 筆 成果品 枚 工程管理記録		筆 筆 全数 全数 全数（調査図・票等） （署名等）		
	委託者検査		E 10				筆 筆 成果品 枚 工程管理記録 検査記録		筆 筆 全数 全数 全数（調査図・票等） （署名等） （受託法人）		
	認証者検査		E 11				筆 筆 成果品 枚 工程管理記録 検査記録		筆 筆 全数 全数 全数（調査図・票等） （署名等） （委託者及び受託法人）		
	成果 件 数	登記所地図等				枚		地籍調査票		冊	
		調査図				枚		調査前筆数		筆	
調査図一覽図				枚		調査後筆数		筆			
地番対照表		冊		枚		計画面積		k m ²			
備考											

(記載要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「一筆地調査工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

5 . 別葉 F - 2 地籍図原図の作成工程検査成績表 (兼成績証明書)

都道府県名		市郡区名		町村 (区) 名		単位区域名		調査期間		
								年 月 ~ 月		
実施機関				機関名		代表者名		工程管理者名		
委託者										
受託法人										
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者名		可否		検査年月日	
	認証者検査								年 月 日	
	委託者検査								年 月 日	
	受託法人検査								年 月 日	
管 理 及 び 検 査 の 概 要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否		点検又は 検査対象		抽出数 等	
	作業の準備		F - 2 1				業務計画書等		全数	
	地籍図原図の仮作図		F - 2 2				筆		筆 (調査図・票)	
	地籍図原図の作成		F - 2 3				面 筆		全数 筆 (原図) (調査図・票)	
	受託法人検査		F - 2 4				成果品 筆 工程管理記録		全数 筆 全数 (原図等) (辺)	
	委託者検査		F - 2 5				成果品 筆 工程管理記録 検査記録		全数 筆 全数 全数 (原図等) (辺) (受託法人)	
	認証者検査		F - 2 6				成果品 筆 工程管理記録 検査記録		全数 筆 全数 全数 (原図等) (辺) (委託者及び受託法人)	
成 果 件 数	地籍図一覧図縮尺		1 /		地籍図 (原図) 数					
	筆界点座標値算出成果簿		冊 枚		精度区分		縮尺区分		図郭数	
	総筆数				筆				面	
	計画面積				k m ²				面	
					計				面	
備 考										

(記載要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「地籍図原図の作成工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

6 . 別葉 G 地積測定工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間				
								年 月 ~ 月				
実施機関				機関名		代表者名		工程管理者名				
委託者												
受託法人												
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者名		可否		検査年月日			
	認証者検査								年 月 日			
	委託者検査								年 月 日			
	受託法人検査								年 月 日			
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		可否		点検又は 検査対象		抽出数 等			
	作業の準備		G 1				業務計画書等		全数			
	地積測定、計算及び 点検		G 2				枚 点		全数 点 (精度管理表) (面積点検)			
	取りまとめ		G 3				筆		筆 (成果簿)			
	受託法人検査		G 4				点 筆 枚 成果品 工程管理記録		点 筆 全数 全数 全数 (面積検査) (成果簿) (精度管理表)			
	委託者検査		G 5				筆 枚 成果品 工程管理記録 検査記録		筆 全数 全数 全数 全数 (成果簿) (精度管理表) (受託法人)			
	認証者検査		G 6				枚 成果品 工程管理記録 検査記録		全数 全数 全数 全数 (精度管理表) (委託者及び受託法人)			
成果 件 数	調査前筆数				筆		地籍図（原図）数					
	調査後筆数				筆		精度区分		縮尺区分		図郭数	
	調査前面積				k m ²						面	
	調査後面積				k m ²						面	
	地積測定成果簿		冊		枚						面	
	精度管理表				枚		計				面	
備考												

(記入要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「地籍図及び地籍簿の作成工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

— F - 2 工程と G 工程を併せて実施する場合 —

6 . 別葉 G 地積測定工程検査成績表 (兼成績証明書)

都道府県名		市郡区名		町村 (区) 名		単位区域名		調査期間				
								年 月 ~ 月				
実施機関		機関名		代表者名		工程管理者名		左の者の所属				
委託者												
受託法人												
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者名		合否		検査年月日			
	認証者検査								年 月 日			
	委託者検査								年 月 日			
	受託法人検査								年 月 日			
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否		点検又は 検査対象		抽出数 等			
	作業の準備		G 1				業務計画書等		全数			
	地籍図原図の仮作図		F - 2 2				筆		筆 (調査図・票)			
	地積測定、計算及 び点検		G 2				枚 点		全数 点 (精度管理表) (面積点検)			
	地籍図原図の作成		F - 2 3				面 筆		全数 筆 (原図) (調査図・票)			
	取りまとめ		G 3				筆		筆 (成果簿)			
	受託法人検査		G 4				筆 点 筆 枚 成果品 工程管理記録		筆 点 筆 全数 全数 全数 ((辺) (面積検査) (成果簿) (精度管理表))			
	委託者検査		G 5				筆 筆 枚 成果品 工程管理記録 検査記録		筆 筆 全数 全数 全数 全数 ((辺) (成果簿) (精度管理表) (受託法人))			
	認証者検査		G 6				筆 枚 成果品 工程管理記録 検査記録		筆 全数 全数 全数 全数 ((辺) (精度管理表) (委託者及び受託法人))			
	成果 件 数	調査前筆数				筆		地籍図 (原図) 数				
調査後筆数				筆		精度区分		縮尺区分		図郭数		
調査前面積				k m ²						面		
調査後面積				k m ²						面		
地積測定成果簿		冊 枚								面		
地籍図一覧図縮尺		1 /								面		
筆界点座標値算出成果簿		冊 枚		計				面				
精度管理表		枚										
備考												

(記載要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「地積測定工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

7. 別葉H 地籍図及び地籍簿の作成工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間				
								年 月 ~ 月				
実施機関				機関名		代表者名		工程管理者名				
委託者												
受託法人												
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者名		合否		検査年月日			
	認証者検査								年 月 日			
	委託者検査 (H5)								年 月 日			
	委託者検査 (H11)								年 月 日			
	受託法人検査 (H4)								年 月 日			
	受託法人検査 (H9)								年 月 日			
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否		点検又は 検査対象		抽出数 等		記 事	
	地籍調査票の整理		H 1				筆		筆		(地籍調査票)	
	地籍図原図の整理		H 2				筆		筆		(地籍図原図)	
	地籍簿案の作成		H 3				筆		筆		(地籍簿案)	
	受託法人検査		H 4				筆 成果品		筆 全数		(原図・簿案) (原図・簿案)	
	委託者検査		H 5				筆 成果品		筆 全数		(原図・簿案) (原図・簿案)	
	閲覧		H 6				—		—			
	誤り等申出		H 7				筆		全数		(誤り等申出)	
	数値情報化		H 8				—		—		数値情報化検査成績表	
	受託法人検査		H 9				筆 工程管理記録		全数 全数		(誤り等申出)	
	認証申請関係書類 の整理		H 1 0				筆		全数		(不存在地等)	
	委託者検査		H 1 1				筆 認証書類 工程管理記録 検査記録		全数 全数 全数 全数		(誤り等申出) (受託法人)	
	認証者検査		H 1 2				筆 筆 成果品 工程管理記録 検査記録		全数 筆 全数 全数 全数		(誤り等申出) (地籍図・簿) (地籍図・簿)	
	成果 件 数	地籍簿（案）		冊		枚		地籍図（原図）数				
						精度区分		縮尺区分		図郭数		
調査前筆数				筆						面		
調査後筆数				筆						面		
調査前面積				k m ²						面		
調査后面積				k m ²		計				面		
法17条の公告日		年 月 日		閲覧期間		年 月 日 ~ 月 日						
備考												

(記入要領)

地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)の別表2「地籍図及び地籍簿の作成工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。